

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 医薬品の取引価格の妥結率が低い保険薬局や、かかりつけ機能に係る基本的業務を実施していない保険薬局については、調剤基本料を100分の50に減算して算定することになっていますが、この減算規定は調剤基本料のいずれの区分にも適用されるのでしょうか。それとも例外規定はありますか。 (匿名希望)

A 調剤基本料の減算規定は、いずれの区分にも適用されます。ただし、かかりつけ機能に係る基本的業務の実施の有無については、処方箋の受付回数が月平均600回以下の保険薬局には適用されません。

調剤基本料は、処方箋の受付回数や特定の保険医療機関からの応需状況(集中度)などに応じて、現在、点数項目上は大きく3つに区分されています(調剤基本料1~3。例外として特別調剤基本料あり)。そのうえで、①医療用医薬品の取引価格の妥結率が5割以下、②妥結率・単品単価契約率・一律値引き契約に係る状況について地方

厚生支局へ報告していない、③かかりつけ機能に係る基本的業務を実施していない——といったいずれかの条件に1つでも該当する保険薬局は、調剤基本料の所定単位に100分の50を乗じた点数で算定することになっています(表1, 2)。

平成30年3月末までは、調剤基本料1~3の3区分に加えて、医療用医薬品の取引価格の妥結率が5割以下の保険薬局に対応するものとしてさらに3区分設けられていましたが(調剤基本料4~5と特別調剤基本料)、点数表の項目数が細かくなりすぎてしまっていたため、平成30年度改定では点数表の簡素化を図る観点から、妥結率が5割以下の保険薬局については、かかりつけ機能に係る基本的業務を実施していない保険薬局の調剤基本料(調剤基本料の所定単位に100分の50を乗じた点数)と同一区分に整理するよう見直しが行われました。

これに伴い、調剤基本料の減算規定(100分の50)については、調剤基本料1~3および特別調剤基本料のいず

表1 調剤基本料の減算規定

区分00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき)
1 <u>調剤基本料1</u> (略)
2 <u>調剤基本料2</u> (略)
3 <u>調剤基本料3</u> (略)
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付1回につき、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、本文の規定にかかわらず、調剤基本料1により算定する。
2 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、注1本文の規定にかかわらず、 <u>特別調剤基本料</u> として、処方箋の受付1回につき10点を算定する。
3 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、 <u>所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。</u>

※調剤報酬点数表(平成30年3月5日、厚生労働省告示第43号)

れの区分にも適用するものとして組み替えられました。ただし、かかりつけ機能に係る基本的業務の実施の有無に関する基準については、その設定内容(表3)などを考

慮し、従前どおり、処方箋の受付回数が少ない保険薬局、すなわち、処方箋の受付回数が月平均600回以下の保険薬局の場合は適用除外となっています(表2)。

表2 調剤基本料の注3(減算規定)

<p>第15 調剤</p> <p>一 調剤基本料の施設基準 (略)</p> <p>二 調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準 (略)</p> <p>三 <u>調剤基本料の注3に規定する保険薬局</u></p> <p>次のいずれかに該当する保険薬局であること。</p> <p>(1) 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の<u>妥結率</u>(〔中略〕医療用医薬品の取引価格の妥結率をいう。以下同じ。)が<u>5割以下</u>であること。</p> <p>(2) 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、単品単価契約率(卸売販売業者〔中略〕と当該保険薬局との間で取引された医療用医薬品に係る契約に占める、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約の割合をいう。)及び一律値引き契約(卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。)に係る状況について、<u>地方厚生局長等に報告していない保険薬局</u>であること。</p> <p>(3) <u>薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局(処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。)</u>であること。</p>

※特掲診療料の施設基準等(平成30年3月5日、厚生労働省告示第45号)

表3 かかりつけ機能に係る基本的業務

<p>第91 調剤基本料の注3に規定する保険薬局</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 薬剤師の「<u>かかりつけ機能に係る基本的な業務</u>」は、<u>時間外等加算及び夜間・休日等加算、麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料、外来服薬支援料、服用薬剤調整支援料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、退院時共同指導料、服薬情報等提供料、在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料、居宅療養管理指導費並びに介護予防居宅療養管理指導費</u>を算定するに際して実施する業務をいう。</p> <p>5 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局は、<u>前年3月1日から当年2月末日までに4に掲げる業務の算定が合計10回未満の保険薬局</u>が該当し、当該保険薬局は、当年4月1日より翌年3月末日まで区分番号00の調剤基本料の注3で定める点数で算定する。</p> <p>6 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない薬局に該当した保険薬局は、5で定める当年4月1日から翌年3月末日までの期間中であっても、4に掲げる業務を合計10回算定した場合には、算定回数を満たした翌月より薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局とはみなさない。</p> <p>7 処方箋の受付回数が1月に600回を超えるか否かの取扱いについては、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。</p>

※特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成30年3月5日、保医発0305第3号)

Q 調剤基本料について100分の50で算定している保険薬局の場合、薬剤服用歴管理指導料は53点を算定するのでしょうか。それとも、41点もしくは53点を算定するのですか。
 (匿名希望)

A 調剤基本料の減算規定(各区分の所定単位の100分の50を乗じた点数)に該当する保険薬局は、薬剤服用歴管理指導料について、調剤基本料1に該当する場合は41点または53点、調剤基本料1に該当しない場合は53点を算定します。

保険薬局においては、調剤基本料1～3または特別調剤基本料のうち、該当するいずれかの区分の所定点数を算定しますが、医療用医薬品の取引価格が低い場合(5割以下)やかかりつけ機能に係る基本的業務を実施していない場合には、その所定点数に100分の50を乗じた点数を調剤基本料として算定することになっています。

また、薬剤服用歴管理指導料の点数については、特別養護老人ホームに入所している患者を訪問して実施した

場合を除き、調剤基本料の算定区分と関連づけた設定となっています。具体的には、調剤基本料1に該当する保険薬局の場合は41点または53点(薬剤服用歴管理指導料1または2)、調剤基本料1以外の保険薬局の場合は53点(薬剤服用歴管理指導料の注1ただし書き)を算定します。この取り扱いは、調剤基本料の減算規定(調剤基本料の注3、すなわち、各区分の所定単位の100分の50を乗じた点数)に該当する保険薬局についても同様です。

平成30年3月までは、調剤基本料の減算規定に該当する保険薬局の場合、薬剤服用歴管理指導料の注1のただし書き(改定前は50点)を算定することになっていました(平成28年3月31日事務連絡、厚生労働省保険局医療課「疑義解釈資料の送付について(その1)」別添4の間12)。しかし、平成30年度調剤報酬改定における点数表の簡素化により、現在は、調剤基本料の減算規定に該当する保険薬局であっても、調剤基本料1の場合であれば41点または53点、調剤基本料1以外の場合であれば53点を算定するよう整理されています。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？
 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
 TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270